

平成 29 年度 第 8 回江津市農業委員会総会

日時：平成 29 年 10 月 20 日(金) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席農業委員（9 名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 4 番和田幸子  
5 番二本木俊二 6 番大村理之 7 番山本秀彦  
8 番田代和秋 9 番深野政勝 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（7 名）

崎谷靖徳、流理森、湯浅憲昭、仲津和法  
吉岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 笠井裕司 次長 西谷公巳夫  
係長 浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 29 年度、第 8 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。今日は久しぶりに天候が良くなり、太陽が出ていますけれど、長雨が続いてまだ収穫が出来ていない所もあるかと思えます。そういった中で台風が近づいていて非常に心配ですが、何とか収穫まで皆さん元気に過ごして頂きたいなと思います。それではただ今より、平成 29 年度、第 8 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は藤井委員、原田委員、佐々木要推進委員、河村推進委員、井上推進委員、佐々木康規推進委員から欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解いただきましたので、8 番 田代 和秋 委員、9 番 深野 政勝 委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第 3 条

《 渡津町 》

会 長 日程第 2、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。その前に一つ訂正をさせていただきます。議案書 1 ページの議事日程の第 4、議案第 3 条非農地証明についての 2 番目の佐々木啓次郎さんは次ではなくて、治でありますので訂正をして頂きたいと思っております。よろしくをお願いします。それでは、議案書の方は 2 ページ、場所の方は位置図の 1 ページをご覧ください。農地の場所は、●●●●。面積は 243 m<sup>2</sup>で 3 条の有償移転でございます。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。譲受人の営農規模拡大のために農地を取得するという事です。譲受人の経営面積は自作で 22 a、貸付が 10 a で下限面積を満たしております。受入世帯は 2 人中 2 人です。申請人は三浦行政書士さん、対価は 10 a あたり 411 千円です。担当委員は佐々木英夫委員です。3 条の要件であります、下限面積等は特に問題はありません。以上でございます。

会 長 それでは、私の方から調査結果の報告をいたします。位置図の方を見て頂きますと、9 号線渡津旧道の江津整枝学園の前に位置しております。9 号線が左側にありますが、渡津の江津パイパス入口から県道浅利渡津線を約 800m の位置にあります。申請地前に●●●●、こちらは空き家になっておりまして、その家の裏に畑があります。崎間さんと岩根さんの間は現在畑で、耕作をされておられます。現地を確認しましたら、年に何回か草刈り等の管理はされておられて、柿の木が 2 本と全体的に低い雑草が生えておりました。また、端の方にはヤシの木が 3 本ほど生えておりました。譲受人の●●●●ですが、浜田の三浦行政書士さんに確認をしました。現在は浜田市殿町に在住です。旭町に 22 a あるのですが、最初にご両親がされておられて息子である●●●●が変わって農業をしているという事です。渡津に來られて農業をされるのですかと聞きましたら、浜田から江津に通って農業をするということを本人が言っていますと三浦行政書士さんが言われました。先程、事務局からも説明がありましたように、下限面積や要件をクリアしていることも含めながら、お任せして大丈夫ですよという言葉も頂いた所でございます。以上、報告とさせていただきます。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 桜江町市山 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページの番号2をご覧ください。場所の方は位置図の2ページをご覧くださいと思います。農地の場所は、●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は558㎡あります。3条の有償移転でございます。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。譲渡理由としましては、遠方のため耕作が出来ないということと、譲受人の希望によるということでございます。譲受人の方は農業経営拡大のためということでございます。受入世帯ですが、会社なので20人中20人となっております。申請人は木原行政書士さんで、対価は10aあたり785千円です。担当委員は田代委員でございます。下限面積、その他の要件につきましては、農地所有適格法人でありますし特に問題はございません。以上でございます。

会 長 それでは、田代委員、調査結果の報告をお願いします。

8番委員 場所ですが、位置図の2ページをご覧ください。上部が江津川戸方面です。トンネルを越えて長谷方面へ行って主要地方道桜江金城線、ちょうど市山の昔のバイパス、現在は桜江金城線になっています。斜線部分の申請地の反対側に●●●●があります。これは譲渡人の家ですが、先月の申請でもありましたように、●●●●現在姫路の方におられまして、建物から土地を整理されております。これが、最後の農地になるのではないかと思います。既に●●●●と使用貸借を結ばれておりまして、今も桑茶の方がここで色々生産をされておりますけれど、ここに書いてありますように桑茶の方では問題は無いのではないかと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第5条

《 都野津町 》

会 長 日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページ、場所の方は位置図の3ページになります。番号1です。農地の場所ですが、●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は143㎡ございます。権利は所有権の移転でございます。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は個人住宅を建てたいということでございます。申請事由も同じでございます。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●です。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成30年5月末日までに完成させたいということでございます。転用許可の要件、許可基準と照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。

9番委員 位置図ですが、斜め右から左下へ通っているのが9号線です。真ん中あたりで交差点になっておりますが、ここは都野津町西交差点です。この交差点を北へ約30m進み左折して、20m先を右折して突き当たりを左折すると、斜線で記されております申請地があります。石見交通の車庫の道路隔てて反対側に位置しており、山陰本線の脇になります。申請地に居宅を建築して利用するものということで、周りも住宅地になっておりますので特別問題も無く許可しても大丈夫かと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに

賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページ、位置図の方も先程と同じく 3 ページをご覧ください。番号 2 になります。農地の場所は、●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的としましては、通路及び駐車場を作りたいということでございます。理由としましては、自宅土地に進入する通路及び駐車場として使用するため、土地造成をしたいということでございます。申請人は本人さんで、対価は 10a あたり●●●●。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 3 月 31 日までということでございます。転用の要件、許可基準につきましては、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 先程と同じ位置図の 3 ページですが、都野津町西交差点から跡市方面へ約 200m 進み左折し、150m あたりに●●●●がありますが、この方は●●●●で、その奥さんが今回申請をされております。皆井田江津線から約 100m 江津方向へ進み、左折をして突き当たりを更に東側に約 150m 進みますと、斜線で記されております申請地になります。家の裏からも出入りしたいということで、通路を作りたいとの申請です。周りはほとんど宅地化されておりますので、問題は無いかと思えます。以上でございます。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 桜江町江尾 》

会 長 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページの番号 3 になります。位置図の方は 4 ページをご覧ください。農地の場所は、●●●●の 3 筆です。全部、登記簿現況ともに畑です。面積は合計で 151 m<sup>2</sup>です。所有権の移転でございます。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。理由としましては、申請地を●●●●。申請人は内田行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●。担当委員は●●●●で、工期は許可のあった日から平成 30 年 4 月末日までということでございます。転用の要件、許可基準と照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、田代委員、調査結果の報告をお願いします。

8 番委員 場所ですが、位置図の 4 ページをご覧ください。上部が●●●●。日和川橋を渡って県道皆井田江津線の下方へ進むと、日和の方へ行く道になります。この日和川橋を渡って西側に約 200m の所に位置します。申請地の右側●●●●とありますが、譲受人である●●●●。現状は、地目は畑ですが何年も耕作をしたような形跡はなく、草はきちんと刈ってありますが畑としては使われていない状態でした。●●●●ここへ来て農業をされることは無いと思いますし、倉庫の外の方にも重機等が置いてありまして、資材を置くのにも困っておられるのではないかと思います。現在、江尾の方も耕作者の後継者がいなくて、非常に困っている地域にどんどんこれらになっていくのではないかと考えております。今回の申請地の譲渡ですが、現状を考えると何も問題は無いかと思います。よろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

非農地証明願

《 松川町下河戸 》

会 長 日程第 4、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員及びの流推進委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所の方は位置図の 5 ページになります。非農地の場所の写真もありますので、そちらもご覧頂ければと思います。番号 1 です。農地の場所は、●●●●の 3 筆です。登記簿は畑で現況は山林ということでございます。面積は合計で 157.91 ㎡です。非農地証明をして頂きたいとのことです。所有者は●●●●。事由につきましては、申請地は昭和 49 年月日不詳より耕作しておらず、山林となっている。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は農業委員の二本木委員と農地利用最適化推進委員の流委員さんです。以上です。

会 長 それでは、担当委員及び推進委員から調査結果の報告をお願いします。先に二本木委員からお願いします。

5 番委員 位置図の 5 ページをご覧ください。右側が工業団地から浅利に抜ける方向になっていまして、左側は 261 号線から市村の入る手前、江津から行きますと都治川を横断する手前に工業団地に入る道路があります。そこを入れて行きますと●●●●がありまして、そこから工業団地の方向へ上がる途中に、今回の申請の場所が三箇所あります。流推進委員と 15 日に現地調査へ行きました。写真を見て頂ければ分かるかと思いますが、小高い山林という所で現地へ行っても畑という跡は全く見られない状況でした。写真の右の方に、入り口のような所がございますが、現在、業者が土砂の採取事業をしておられ、ここを拡張するという話も伺っております。その関係で今回の申請が出ているのではないかと考えております。以上です。

会 長 それでは、流推進委員よろしく申し上げます。

流推進委員 先程、二本木委員が説明されたように完全に山林となっております。雑木林となっております。畑として復旧出来そうにありません。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等

はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 波積町北 》

会 長 議案第 3 号「非農地証明の 2 について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、柳原委員を除斥いたします。

[ 柳原良雄委員 除斥 ]

会 長 事務局の説明に続き、杵岐推進委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページの番号 2 です。位置図の方は 6 ページをご覧ください。写真もございますので、そちらもご覧頂ければと思います。農地の場所は、●●●●の 2 筆です。登記簿は田で現況は山林ということで出ております。面積は合計で 3,275 m<sup>2</sup> ございます。所有者は●●●●、相続人の●●●●が申請されておられます。。事由としましては、申請地は昭和年月日不詳より山林となり現在に至っているということです。申請人は木原行政書士さんです。担当委員は、農地利用最適化推進委員の杵岐委員です。以上でございます。

会 長 それでは、担当地区の杵岐推進委員から調査結果の報告をお願いします。

杵岐推進委員 19 日に河村委員と私と関係者と現地へ行きました。地図で見ますと下の方向に県道がございます、黒松入口という所から入ってくる道になります。一番奥の方には、ドクターリセラの工場があります。●●●●がここに住んでおられます。右上に申請地があるのですが、●●●●から現地に向かって田んぼの庇護から上がって行きました。ドクターリセラの工場が家から少し上がった所にあるのですが、そこを過ぎたら田んぼの庇護がありますけれど、そこから山林でありました。道が付いていまして、道が付いている所は途中までは管理されています。道がない所を入りまして、大きい岩の所が一つの目印だと言われたので、そこまで行って見てまいりました。写真で見ましても分かりますように完全な山林です。位置図では、リセラの工場



を過ぎて田んぼがあるような図になっていますが、すぐ杉が植えてありましてずっと山林そのものでした。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 2 については、証明することに決しました。柳原委員の除斥を解除いたします。

〔 柳原良雄委員 除斥解除 〕

#### 農用地利用集積計画

会 長 　日程第 5、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　今回は郵便で送らせて頂きましたが、意見第 1 号をご覧頂ければと思います。1 ページの所でございます。桜江地区の田津と大貫、江津地区におきましては松川町下河戸が出ております。新規の合計が 1,027 m<sup>2</sup>で、再設定が 6,426 m<sup>2</sup>出ております。次の 2 ページをご覧下さい。番号 1 です。●●●●、登記簿現況ともに畑。面積は 743 m<sup>2</sup>ございまして、これが新規になります。利用権を設定する者が●●●●、●●●●です。利用権の設定を受ける者がしまね農業振興公社となっております。期間は 10 年 2 ヶ月で 10a あたり賃借料が●●●●。次に番号 2 です。●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は 4,222 m<sup>2</sup>でございます。再設定です。利用権を設定する者が●●●●です。こちらも公社に貸付、農地中間管理事業を利用するということです。畑で同じく 10 年 2 ヶ月●●●●。次に番号 3 です。●●●●の 2 筆で、登記簿現況ともに畑です。面積は合計で 2,204 m<sup>2</sup>でございます。再設定です。利用権を設定する者が●●●●、●●●●。こちらもしまね農業振興公社に貸し付ける、農地中間管理事業を利用するということです。期間と賃借料も同じです。次に最後のページをご覧下さい。番号 4 です。面積は 284 m<sup>2</sup>でございます。こちらは新規ということです。利用権を設定する者が●●●●。こちらもしまね農業振興公社に貸し付ける、農地中間管理事業を利用する。期間と賃借料も同じでございます。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　その他については、総会終了後、行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたします。これをもちまして、第 8 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

〔 閉会 午前 10 時 20 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員